

第38回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(午前9時開場)

開催場所

大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル31F ホワイトホール

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役 6 名選任の件
第3号議案 監査役 3 名選任の件

議決権行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時45分まで

株式会社エムケイシステム

証券コード:3910



証券コード 3910
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル30F
株式会社 エムケイシステム
代表取締役社長 三 宅 登

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.mks.jp/company/ir-information/ir-library/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名「エムケイシステム」又は証券コード「3910」
を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することが
できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜
日）午後5時45分（営業終了時間）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げま
す。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使
のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
梅田センタービル31F ホワイトホール |

3. 目的事項
報告事項

1. 第38期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |

以 上

1. 当日ご出席いただきます場合には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
3. インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なおインターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
4. ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。
5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正前後の内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席されない場合



▶ インターネットによる議決権行使

次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）
午後5時45分到着分まで

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- ※ インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時45分まで



パソコンによる議決権行使

議決権行使ウェブサイト ▶▶▶ <https://www.web54.net>

上記議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



スマートフォンによる議決権行使「スマート行使」

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

議決事項	賛成	反対	棄権
1. 議決事項			
2. 議決事項			
3. 議決事項			
4. 議決事項			



※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行株式会社 ウェブサポート専用ダイヤル



0120-652-031

(受付時間 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付)

ご注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元を重視するとともに、当事業年度の業績及び財政状態、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 8円
総額 43,419,952円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員5名が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	三宅 登 (1955年2月26日生)	1980年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1990年4月 当社 入社 1991年3月 当社 代表取締役社長 2016年10月 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表 取締役社長 2018年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 2018年4月 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表 取締役社長 兼 社長執行役員 (現任) 2019年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 兼 当 社 営業統括執行役員 2020年4月 当社 代表取締役社長 兼 社長執行役員 (現任)	53,500株
2	石原 久史 (1957年9月1日生)	1982年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1984年4月 東芝情報機器株式会社 入社 2013年4月 関東東芝情報機器システム株式会社転籍 代表取締役社長就任 2014年10月 東芝ソリューションビジネスソフトウェア株式 会社 常務取締役就任 2016年10月 東芝ソリューション販売株式会社取締役 システム開発センター長 就任 2017年10月 株式会社リバティ・ベル 入社 経営企画部・技術部部長 2020年5月 株式会社ビジネスネットコーポレーション入社 2020年6月 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締 役副社長 (現任) 2021年4月 当社 営業統括執行役員 2021年6月 当社 取締役 兼 営業統括執行役員 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	わた なべ しょう じ 渡 邊 昌 治 (1956年3月12日生)	1980年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 入社 1984年4月 東芝情報機器株式会社 入社 2016年4月 東芝アイエス・コンサルティング株式会社入社 2019年1月 当社 入社 2020年4月 当社 法人開発部長 2021年4月 当社 開発統括執行役員 2022年6月 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役 当社 取締役 兼 製品品質管理・サポート統括 執行役員 2024年8月 当社 取締役 兼 インフラ・サポート統括執行 役員 (現任)	—
4	たけ もと きよ し 竹 本 清 志 (1970年9月30日生)	2000年10月 有限責任監査法人トーマツ 入社 2013年2月 財務省近畿財務局 入局 2017年6月 IMV株式会社 入社 2019年10月 同社 経理部長 2020年10月 同社 経営企画部長 2024年4月 当社 入社 当社 執行役員管理統括附 2024年6月 当社 取締役 兼 管理統括執行役員 (現任) 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役 (現任)	—
5	社外 の ぐら こう へい 野 村 公 平 (1948年5月12日生)	1977年4月 西川・野村法律事務所 (現 野村総合法律事務所) 設立 (現任) 1999年4月 大阪弁護士会副会長 2007年2月 当社 社外監査役 2015年6月 当社 社外取締役 (現任) 2015年9月 株式会社ジェイテックコーポレーション社外監 査役 2016年6月 アルインコ株式会社社外取締役監査等委員 2018年8月 住江織物株式会社 (現 SUMINOE 株式会社) 社外取締役 (現任)	—
6	社外 新任 おか だ ゆう ま 岡 田 湧 真 (1991年12月4日生)	2015年4月 株式会社アックスコンサルティング 入社 2018年7月 同社 名古屋支社長 2020年8月 株式会社iDOOR設立 代表取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者野村公平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 取締役候補者岡田湧真氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野村公平氏は、弁護士として法務に関する豊富な知識・経験、及び上場企業の社外監査役としての経験を有しており、当社社外監査役在任期間から社外取締役である現在に至るまでに独立した立場から活発な意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。同氏は当社の業務内容に精通しており、経営陣の一員として当社の経営を監督していただくとともに、同氏に期待する役割として、独立した立場から当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に寄与いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年であります。
5. 当社は野村公平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していますが、野村公平氏の選任が承認された場合、同契約を継続いたします。また、岡田湧真氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 岡田湧真氏は、企業経営者としての経験に加え、ITコンサルティング、システム開発及びデジタル技術に関する知見を有しております。当社は、同氏がこれらの知見を活かし、当社グループの事業戦略、技術戦略及びセキュリティ体制の強化に関し、社外取締役として客観的な視点から有益な助言及び監督を行うことが期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役的全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(ご参考)

第2号議案が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験（スキル・マトリックス）は以下のとおりとなります。

当社における地位	氏名	企業経営	事業戦略	財務・会計	法 務 ・ コンプライアンス	情報セキュリティ	人材・組織
代表取締役社長	三宅 登	○	○			○	○
取締役	石原 久史	○	○			○	
取締役	渡邊 昌治		○			○	
取締役	竹本 清志			○	○		○
社外取締役	野村 公平			○	○		
社外取締役	岡田 湧真	○	○			○	

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おく だ みつ ひろ 奥 田 充 啓 (1960年5月4日生)	1984年 4 月 株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行)入 行 2010年 4 月 同行 貝塚・佐野エリア エリア営業第二部長 2012年 4 月 同行 大阪ローン管理部 部長 2015年10月 ディー・エフ・エル・リース株式会社 執行役 員 2020年 4 月 当社 入社 2020年 6 月 当社 監査役 (現任) 2020年 6 月 株式会社ビジネスネットコーポレーション 監 査役 (現任)	—
2	いし かわ かつ ひろ 石 川 勝 啓 (1954年7月8日生)	1977年 4 月 神吉会計事務所 入所 1979年 8 月 村方武久税理士事務所 入所 1982年 5 月 石川勝啓税理士事務所 設立 (現任) 2008年 6 月 当社 監査役 (現任)	—
3	わた なべ やす ひこ 渡 部 靖 彦 (1952年7月25日生)	1975年12月 監査法人中央会計事務所 入所 1982年 8 月 公認会計士登録 2008年 7 月 監査法人浩陽会計社 代表社員 2011年 6 月 ペガサス監査法人 (現 ひびき監査法人) 代表 社員 2013年 6 月 株式会社ケー・エフ・シー 社外監査役 (現任) 2015年 6 月 当社 監査役 (現任) 2015年 7 月 学校法人立命館 社外監事 2021年 7 月 渡部靖彦公認会計士事務所 代表(現任) 2023年 6 月 扶桑薬品工業株式会社社外取締役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥田充啓氏は、常勤監査役候補者であります。
3. 石川勝啓氏及び渡部靖彦氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 石川勝啓氏は税理士として長年の経験を有し、その経験を通じて培った専門家としての見識からの視点に基づき当社の経営及び事業推進の監督、チェック機能を期待いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として

- の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって18年であります。
5. 渡部靖彦氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験、及び上場企業の社外取締役及び社外監査役としての経験を有しており、同氏の有する高い専門的な知見により、社外監査役として、経営の監視や適切な助言その他の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、同氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年であります。
 6. 当社は奥田充啓氏、石川勝啓氏及び渡部靖彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結していますが、各氏の選任が承認された場合、同契約を継続いたします。
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づいて2022年3月14日の当社取締役会決議により、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役の全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。候補者各氏が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

以 上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の持ち直しを背景に、米国の通商政策の影響が残りつつも緩やかに回復しています。企業収益には改善の動きがみられ、堅調な企業収益や省力化投資への対応などを背景に設備投資の需要も持ち直している一方、今後の物価動向や中東情勢、金融資本市場の変動には注意が必要です。

当社グループが属する情報サービス業界では、クラウドサービスやSaaSの普及を背景に、給与計算・勤怠管理・社会保険手続など労務実務を支えるシステムのデジタル化が進展しています。生成AIやRPAの活用により、電子申請対応や帳票作成の自動化が広がる一方、法改正対応や個人情報保護への要求も高まっています。こうした環境下、正確性とコンプライアンスを担保しつつ、社会保険労務士業務や企業の労務管理を効率化する柔軟で拡張性の高いサービス提供が求められています。

このような状況下、当社グループは、主力製品である「社労夢」シリーズの安定提供を基盤として、顧客ニーズに応じた上位プランへの移行、関連商品の提案及び既存顧客への継続的なサポートに取り組んでまいりました。また、導入事例を交えた各種セミナーを積極的に開催し、製品理解の促進及び導入メリットの訴求に努めることで、顧客の労務管理業務の効率化及び業務品質の向上を支援いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は売上高3,256,095千円（前期比1.0%減）、売上総利益1,472,431千円（前期比16.6%増）、営業利益247,975千円（前期は23,482千円の営業損失）、経常利益247,350千円（前期は40,715千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益256,606千円（前期は118,568千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。また、当社グループが重要な経営指標と考える自己資本利益率（ROE）は、連結ベースで32.7%（前期は△16.1%）、当社単体では24.5%（前期は△2.7%）となりました。当社グループは、引き続き収益基盤の安定化及び財務体質の改善を進めるとともに、中長期的な成長投資を優先してまいります。

当連結会計年度においては、原価低減や業務委託費の見直しといった収益構造の改善施策が奏功し、営業損益、経常損益及び親会社株主に帰属する当期純損益は黒字に転換いたしました。一方、前期にCuBe事業において特需があった反動により連結売上高は前年を下回ったものの、概ね前年並みの水準で着地しております。なお、営業利益は、過年度の業績推移と比較しても高い水準となっており、収益構造の改善を示す結果となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(社労夢事業)

社労夢事業では、社会保険労務士事務所、労働保険事務組合、一般法人向けに、社会保険・労働保険・給与計算等の手続きを支援する業務ソフトウェアを提供しております。主力製品である「社労夢 (Shalom)」シリーズを中心に、「マイナンバー管理システム『マイナボックス』」や「WEB年末調整システム『eNEN』」など、各種クラウドサービスを展開しています。

働き方改革やテレワークの推進により業務効率化へのニーズが高まる中、社会保険労務士市場にとどまらず、一般法人市場においてもシステム導入への関心が増加しております。一方で、競合他社による新規参入が相次ぎ、価格競争の激化が見込まれる厳しい市場環境が続いています。

このような状況下、主力製品である「社労夢」シリーズの安定稼働に加え、サーバ費用及びサポート費用の抑制が奏功し、前期第4四半期における黒字化を契機として、当期においては通期を通じて安定した営業利益を計上いたしました。また、3月には本社所在ビル2階に「社労夢 セキュリティ&AIサポートオフィス」を開設し、システムの安定稼働及び顧客利便性向上に資する投資を実施してまいりました。

以上の結果、社労夢事業の売上高は2,419,155千円（前期比1.5%増）となり、そのうち、ストック収益であるASPサービス売上高が2,264,398千円（前期比2.0%増）、システム構築サービス売上高が87,281千円（前期比10.9%増）となりました。営業利益は231,531千円（前期は68,128千円の営業損失）となり、当社グループで重要な経営指標としている売上高に対する営業利益の比率は9.6%（前期は△2.9%）となりました。

(CuBe事業)

CuBe事業では、大手企業の人事総務部門を対象に、業務プロセスの効率化を目的とした個別カスタマイズ型フロントシステムの受託開発を行っております。また、大手企業向け受託開発で蓄積したノウハウを活用し、中小企業向けに利便性を重視したクラウドサービス「GooooN」の提供にも注力しております。

CuBe事業においては、前期に特需があった反動により売上高は減少したものの、大企業や自治体等からの新規案件を中心に受注は堅調に推移いたしました。第1四半期には赤字案件の発生による影響があった一方で、売上が偏重する第4四半期に売上計上が集中したことから、通期では営業利益を計上いたしました。

以上の結果、CuBe事業の売上高は836,940千円（前期比7.8%減）、営業利益は16,443千円（前期比63.2%減）となりました。なお、CuBe事業の営業利益は、のれん償却額38,822千円を控除した後の金額であります。

セグメント別の売上高

事業別	売上高	構成比
社 労 夢 事 業	2,419,155 千円	74.3 %
ク ラ ウ ド サ ー ビ ス	2,351,680	72.2
シ ス テ ム 商 品 販 売	67,475	2.1
C u B e 事 業	836,940	25.7
合 計	3,256,095	100.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は204,113千円であり、その主な内訳は、自社製ソフトウェアの開発であります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、「人にやさしいシステムの提供で社会に貢献する」を経営理念として掲げております。「人」とは、当社サービスをご利用いただく社会保険労務士事務所及び企業の人事労務担当者のみならず、その先にいる企業従業員及びそのご家族を含むものと考えております。また、「やさしいシステム」とは、利用者にとって使いやすいことに加え、社会保障制度の円滑な運用や企業の人材活用を支えることにより、社会基盤の維持・発展に貢献するシステムを意味しております。

当社グループは、「人事労務領域総合サービスの提供」を経営方針として掲げ、社会保険・労働保険・給与計算等の手続き業務に加え、年末調整、経費精算、人材育成その他の周辺領域へサービスの対応範囲を拡大してまいります。これにより、社会保険労務士事務所及び企業の人事労務部門における業務効率化、業務品質の向上及び生産性向上に貢献することを目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、人的資本経営への関心の高まり、働き方改革への対応、法改正対応、個人情報保護及び情報セキュリティへの要請の高度化を背景として、人事労務領域におけるIT投資需要は引き続き堅調に推移するものと認識しております。また、クラウドサービスやSaaSの普及、生成AIやRPAの活用拡大により、業務システムには、正確性、利便性、拡張性及び安定稼働を兼ね備えたサービス提供が一層求められております。

このような環境のもと、当社グループは、主力製品である「社労夢」シリーズの安定稼

働を最優先に、ストック収益基盤の維持・拡大、製品・サービス品質の向上、顧客サポート体制の充実及びセキュリティ体制の強化に取り組むことが重要な課題であると認識しております。

また、CuBe事業においては、大企業及び自治体等の人事総務領域における業務効率化ニーズを的確に捉えるとともに、受託開発案件の収益管理及びプロジェクト管理を徹底し、事業の安定性及び収益性を向上させることが課題であると認識しております。

当社グループはこれらの課題に対応するため、主に以下の取り組みを進めてまいります。

(主な取り組み)

1. 主力製品・サービスの安定提供及び品質向上

「社労夢」シリーズを中心とする既存サービスの安定稼働を最優先に、セキュリティ体制の強化、法改正対応、サポート品質の向上および製品機能の改善に継続して取り組んでまいります。

2. スtock収益基盤の維持・拡大

既存顧客との関係深化、上位プラン及び関連サービスの提案、法人市場における利用拡大を通じて、継続的かつ安定的な収益基盤の維持・拡大を図ってまいります。

3. 収益性及び事業運営体制の強化

開発・サポート・インフラ運用に係るコスト管理を徹底するとともに、CuBe事業における受託開発案件の収益管理及びプロジェクト管理を強化し、グループ全体の収益性及び事業運営体制の向上に取り組んでまいります。

当社グループは、これらの取り組みを通じて、安定的な成長モデルの構築、収益基盤の強化、財務体質の改善及び資本収益効率の向上を図ってまいります。また、中長期的な企業価値の向上に向け、ソフトウェア開発、情報セキュリティ、顧客サポート及び人的資本への投資を継続し、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2023年3月期)	第36期 (2024年3月期)	第37期 (2025年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	2,867,469千円	2,639,951千円	3,290,195千円	3,256,095千円
経常利益又は 経常損失(△)	227,650千円	△345,871千円	△40,715千円	247,350千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	145,580千円	△668,526千円	△118,568千円	256,606千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	26.82円	△123.17円	△21.85円	47.28円
総資産	2,559,945千円	2,558,060千円	2,440,956千円	2,276,588千円
純資産	1,527,201千円	816,143千円	674,472千円	910,313千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を除く)は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第35期 (2023年3月期)	第36期 (2024年3月期)	第37期 (2025年3月期)	第38期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高	2,324,232千円	2,040,238千円	2,395,534千円	2,419,327千円
経常利益又は 経常損失(△)	247,162千円	△354,103千円	33,130千円	230,952千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	171,374千円	△661,041千円	△26,476千円	259,267千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	31.58円	△121.79円	△4.88円	47.77円
総資産	2,624,549千円	2,518,803千円	2,418,172千円	2,297,894千円
純資産	1,692,761千円	988,299千円	940,112千円	1,177,670千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を除く)は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ビジネスネットコーポレーション	80,500千円	97.5%	人事総務関連業務の効率化に資する 業務支援ソフトの設計・開発・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,428,000株 (自己株式506株を含む。)
- (3) 株主数 3,104名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三 宅 登	社長執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション代表取締役社長
取 締 役	石 原 久 史	営業統括執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役副社長
取 締 役	渡 邊 昌 治	インフラ・サポート統括執行役員
取 締 役	竹 本 清 志	管理統括執行役員 株式会社ビジネスネットコーポレーション取締役
取 締 役	野 村 公 平	野村総合法律事務所代表 SUMINOE株式会社社外取締役
監 査 役（常 勤）	奥 田 充 啓	株式会社ビジネスネットコーポレーション監査役
監 査 役	石 川 勝 啓	石川勝啓税理士事務所代表
監 査 役	渡 部 靖 彦	渡部靖彦公認会計士事務所代表 株式会社ケー・エフ・シー社外監査役 扶桑薬品工業株式会社社外取締役

(注) 1. 取締役野村公平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役石川勝啓氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役渡部靖彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、取締役野村公平氏並びに監査役石川勝啓氏及び渡部靖彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月16日開催の第20回定時株主総会において年額100百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月16日開催の第20回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別報酬等の内容につきましては、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員である三宅登がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各業務執行取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分としております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであり、委任を受けた代表取締役社長は、権限が適切に行使されるよう各業務執行取締役の職責の遂行状況や業績に対する貢献度を査定のうえで、決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	81,840 (3,600)	81,840 (3,600)	— (—)	— (—)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	14,640 (4,440)	14,640 (4,440)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,496,273	流 動 負 債	1,118,949
現 金 及 び 預 金	751,186	買 掛 金	90,442
売 掛 金	675,502	短 期 借 入 金	300,000
商 品	9,766	1年内返済予定の長期借入金	313,669
仕 掛 品	12,087	未 払 金	113,572
貯 蔵 品	506	未 払 費 用	16,054
前 払 費 用	46,021	未 払 法 人 税 等	50,723
そ の 他	1,643	未 払 消 費 税 等	60,417
貸 倒 引 当 金	△441	前 受 金	92,039
固 定 資 産	780,315	賞 与 引 当 金	74,363
有 形 固 定 資 産	102,840	そ の 他	7,667
建 物	87,722	固 定 負 債	247,325
車 両 運 搬 具	0	長 期 借 入 金	226,001
工具、器具及び備品	15,117	退職給付に係る負債	21,324
無 形 固 定 資 産	439,063	負 債 合 計	1,366,274
商 標 権	181	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	418,252	株 主 資 本	902,325
電 話 加 入 権	1,218	資 本 金	219,110
の れ ん	19,411	資 本 剰 余 金	202,122
投資その他の資産	238,411	利 益 剰 余 金	481,591
出 資 金	70	自 己 株 式	△499
差 入 保 証 金	168,221	非支配株主持分	7,988
繰 延 税 金 資 産	67,406		
そ の 他	2,713	純 資 産 合 計	910,313
資 産 合 計	2,276,588	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,276,588

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,256,095
売上原価		1,783,664
売上総利益		1,472,431
販売費及び一般管理費		1,224,456
営業利益		247,975
営業外収益		
受取利息	1,283	
受取配当金	1	
受取賃貸料	43,826	
業務受託料	3,600	
その他	6,359	55,070
営業外費用		
支払利息	12,226	
賃貸収入原価	39,974	
雑損	3,000	
その他	495	55,695
経常利益		247,350
特別損失		
固定資産除却損	27	27
税金等調整前当期純利益		247,322
法人税、住民税及び事業税	51,117	
法人税等調整額	△61,346	△10,228
当期純利益		257,551
非支配株主に帰属する当期純利益		944
親会社株主に帰属する当期純利益		256,606

注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	950,499	流 動 負 債	872,899
現 金 及 び 預 金	488,149	買 掛 金	2,386
売 掛 金	406,041	短 期 借 入 金	200,000
商 品	9,766	1 年内返済予定の長期借入金	313,669
貯 蔵 品	398	未 払 金	103,701
前 払 費 用	44,898	未 払 費 用	12,044
そ の 他	1,686	未 払 法 人 税 等	40,102
貸 倒 引 当 金	△441	未 払 消 費 税 等	51,026
固 定 資 産	1,347,395	前 受 金	85,376
有 形 固 定 資 産	98,569	賞 与 引 当 金	58,037
建 物	87,722	そ の 他	6,554
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	247,325
工具、器具及び備品	10,846	長 期 借 入 金	226,001
無 形 固 定 資 産	364,250	退 職 給 付 引 当 金	21,324
商 標 権	111	負 債 合 計	1,120,224
ソ フ ト ウ エ ア	363,221	純 資 産 の 部	
電 話 加 入 権	917	株 主 資 本	1,177,670
投資その他の資産	884,575	資 本 金	219,110
関 係 会 社 株 式	653,685	資 本 剰 余 金	198,290
出 資 金	70	資 本 準 備 金	186,110
差 入 保 証 金	168,221	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,180
繰 延 税 金 資 産	59,885	利 益 剰 余 金	760,769
そ の 他	2,713	そ の 他 利 益 剰 余 金	760,769
資 産 合 計	2,297,894	繰 越 利 益 剰 余 金	760,769
		自 己 株 式	△499
		純 資 産 合 計	1,177,670
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,297,894

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,419,327
売上原価		1,195,556
売上総利益		1,223,771
販売費及び一般管理費		1,002,989
営業利益		220,781
営業外収益		
受取利息	732	
受取配当金	1	
受取賃貸料	92,942	
業務受託料	10,800	
その他	6,372	110,847
営業外費用		
支払利息	11,054	
賃貸収入原価	86,162	
雑損	3,000	
その他	460	100,676
経常利益		230,952
特別損失		
固定資産除却損	27	27
税引前当期純利益		230,924
法人税、住民税及び事業税	31,542	
法人税等調整額	△59,885	△28,342
当期純利益		259,267

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会会場ご案内図

会 場：大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル31F ホワイトホール



交通のご案内：阪急大阪梅田駅より徒歩6分
地下鉄梅田駅・東梅田駅より徒歩6分
JR大阪駅より徒歩9分
阪神大阪梅田駅より徒歩9分

※当日は、本総会専用の駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

電子提供措置の開始日2026年6月4日

第38回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

企業集団の現況に関する事項のうち以下の事項

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 従業員の状況
- ・ 主要な借入先の状況
- ・ その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の株式に関する事項のうち以下の事項

- ・ 大株主
- ・ その他株式に関する重要な事項

当社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項のうち以下の事項

- ・ 責任限定契約の内容の概要
- ・ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ・ 社外役員に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結計算書類のうち以下の事項

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

計算書類のうち以下の事項

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

会計監査人の監査報告書

監査役会の監査報告書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社エムケイシステム

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

企業集団の現況に関する事項

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業	主要サービス
社 労 夢 事 業	社会保険、労働保険等に関する業務を支援するソフトウェアのクラウドサービスを提供する事業
C u B e 事 業	人事総務関連業務の効率化に資するフロントシステムを開発・提供する事業

主要な営業所（2026年3月31日現在）

区分	名称	所在地
当 社	本社・大阪オフィス	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル30F
	社労夢 セキュリティ&AIサポートオフィス	大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル2F
	東京オフィス	東京都港区
	福岡オフィス	福岡県福岡市中央区
	二戸開発センター	岩手県二戸市
	松山開発センター	愛媛県松山市
株式会社ビジネスネット コーポレーション	本 社	東京都港区

従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
社労夢事業	104名	3名減
C u B e 事業	26名	2名減
合計	130名	5名減

（注） 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）7名は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
104名	3名減	39.1歳	6.7年

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（年間平均人員6名）は含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	634,266千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	83,365千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	55,750千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	66,289千円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月に当社が提供する「社労夢」等の一部サービスに提供停止が発生した事象に関連して、当社製品の利用者の一部から損害賠償等を求める訴訟を提起されております。当社は、法的見解に基づき適切に対応してまいります。

会社の株式に関する事項

大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エヌエムファミリー	1,200,000株	22.11%
エムケイシステム従業員持株会	224,649株	4.14%
株 式 会 社 OCEAN	192,600株	3.55%
勤 次 郎 株 式 会 社	162,900株	3.00%
株 式 会 社 穂 乃 ハ ウ ス	140,000株	2.58%
森 田 正 彦	111,900株	2.06%
朝 倉 嘉 嗣	107,500株	1.98%
株式会社日本自動調節器製作所	100,000株	1.84%
宮 本 妙 子	96,500株	1.78%
楽天証券株式会社共有口	95,100株	1.75%

（注） 持株比率は、自己株式（506株）を控除して計算しております。

その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

当社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行役員が職務遂行にあたりその役割を充分発揮できるよう、社外取締役と監査役全員の4名との間で、会社法第423条第1項に規定される責任について、同法第427条第1項及び当社定款第31条並びに第41条の規定に基づいて責任を限定する契約を締結しております。当契約による損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約は、被保険者が当社の役員等（取締役及び監査役の全員）であり、当社の役員等が職務を執行したことによって損害賠償責任を負った場合における損害を填補するものとなっております。なお、保険料は全額当社が負担しており、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割
取 締 役	野 村 公 平	当事業年度に開催された取締役会には17回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての経験及び専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 同氏が果たすことが期待される役割に関しては、取締役会での専門的な発言により十分果たされております。
監 査 役	石 川 勝 啓	当事業年度に開催された取締役会には17回全てに出席し、監査役会には13回全てに出席し、必要に応じ、税理士としての経験及び専門的見地から、当社の財務及び会計を中心に幅広く発言を行っております。
監 査 役	渡 部 靖 彦	当事業年度に開催された取締役会には17回全てに出席し、監査役会には13回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士として培ってきた豊富な経験及び専門的見地、見識に基づく発言、さらには、経営全般にわたる監督、助言等の幅広い発言を行っております。

会計監査人の状況

会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,600
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,600

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

非監査業務の内容

該当事項はありません。

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備をするため、2007年9月に「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議し、この方針に基づいた運営を行っております。なお、2021年4月開催の取締役会において、組織改定に伴い内部統制システム構築の基本方針を改定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
- b. 代表取締役社長は、執行役員管理統括をコンプライアンス総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
- c. 内部通報制度として、コンプライアンス総括責任者、常勤監査役、顧問弁護士を通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。
- d. 監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- e. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長及び監査役にその結果を報告する。

- ② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 株主総会、取締役会及び執行役員会議の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
 - 代表取締役社長は、取締役及び執行役員の職務執行に係る情報の保存及び管理について、管理統括を総括責任者として任命する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行うことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
 - 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、執行役員管理統括をリスク管理に関する総括責任者として任命する。
- ④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
 - 執行役員会議は、「会議運営規程」に基づき、月1回の定時開催のほか、必要に応じて臨時の招集を行い、重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
 - 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、報告を求めるとともに、体制整備のために必要な支援及び助言を行う。
 - 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社におけるリスク管理状況について、報告を求めるとともに、リスクの発生に関する未然防止や、リスクが発生した際は、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整える。
 - 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
適切なグループ経営体制の構築のため、所管部門を定め、必要に応じ役職員の派遣を行う。
 - 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
子会社における経営状況等について、適時適切な報告を求めるとともに、必要に応じ承認及び助言を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査担当者を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - b. 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで決定することとする。
 - c. 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
 - b. 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
 - c. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- ⑧ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。
 - b. 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、

反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ①取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③財務報告への信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④当社取締役の内、複数名が子会社の取締役を兼任しており、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の状況に応じた管理・監督を行いました。なお、当社常勤監査役が子会社の監査役を兼任しております。
- ⑤情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした社員教育を実施したほか、文書やデータの管理・廃棄方法の更なる厳格化を図りました。
- ⑥経営と業務執行の分離を図り、業務執行の権限と責任を明確にすることにより業務執行の迅速性・機動の向上を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。
- ⑦法令遵守体制の点検・強化を推進するため、コンプライアンス委員会を設置しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	219,110	202,122	246,695	△499	667,428
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△21,709		△21,709
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			256,606		256,606
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	234,896	—	234,896
当 期 末 残 高	219,110	202,122	481,591	△499	902,325

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	7,043	674,472
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△21,709
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益		256,606
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	944	944
当期変動額合計	944	235,841
当 期 末 残 高	7,988	910,313

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社ビジネスネットコーポレーション

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～15年

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては5年、販売用ソフトウェアについては3年の定額法により償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担分を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①社労夢事業関連

ASPサービスでは、社会保険、労働保険等に関して、関連した官公庁に申請する業務支援ソフトウェア、また、社会保険、労働保険に付随して、給与計算、就業管理、従業員台帳管理等の人事・勤怠に関する各種ソフトをASP方式によりサービス提供しており、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。

システム構築サービスにおいては、ASPサービスのユーザーがASPを稼働する際の初期設定や、カスタマイズ受託等を行っており、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

システム商品販売では、ASP稼働に付随した商品や端末機器等の販売を行っており、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

②CuBe事業関連

受託開発においては、主として大手企業の人事総務部門向けに業務プロセスの効率化を目的として個社毎にカスタマイズしたフロントシステムの受託開発を行っており、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

クラウドサービスにおいては、大手企業向け受託開発を通じて蓄積したノウハウを活かし、中小企業においても日々現場で活用できる人事評価・人材育成クラウドシステムを提供しており、システムの初期設定については、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。月額料については、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（10年）で均等償却することとしております。

Ⅱ．会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度計上額 67,406千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込年度における課税所得の見積額に基づき、回収可能性を判断しております。当連結会計年度においては、提出会社が黒字化したこと及び将来の課税所得の見積りを踏まえ、回収可能と判断した範囲で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画に基づいております。当該事業計画における主要な仮定は、売上高の見込みに影響を与える受注動向、既存契約の継続及び解約動向、並びに営業利益及び課税所得の見込みに影響を与える原価及び販売費及び一般管理費の発生見込みであります。

これらの仮定は、経営環境の変化、顧客の利用動向、受注動向、既存契約の継続及び解約動向、原価及び販売費及び一般管理費の発生状況等により影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 183,275千円

Ⅳ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該連結会計年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	5,428,000	－	－	5,428,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,709千円	4円	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	43,419千円	8円	2026年3月31日	2026年6月29日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「短期借入金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	168,221	163,821	△4,400
(2) 長期借入金(※)	539,670	539,670	—

(※) 1年内返済予定のものを含んでおります。

(注) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
長期借入金	313,669	163,346	44,190	7,140	7,140	4,185

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	163,821	－	163,821
資 産 計	－	163,821	－	163,821
長期借入金	－	539,670	－	539,670
負 債 計	－	539,670	－	539,670

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの取引

差入保証金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、元金金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い長期の債権の利率で割り引いた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また固定金利によるものは、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅵ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	事業区分			合計
	社労夢事業	CuBe事業	計	
ASPサービス	2,264,398	－	2,264,398	2,264,398
システム構築サービス	87,281	－	87,281	87,281
システム商品販売	67,475	－	67,475	67,475
受託開発	－	790,486	790,486	790,486
クラウドサービス	－	46,453	46,453	46,453
顧客との契約から生じる収益	2,419,155	836,940	3,256,095	3,256,095
外部顧客への売上高	2,419,155	836,940	3,256,095	3,256,095

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	811,363
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	675,502
契約負債（期首残高）	100,588
契約負債（期末残高）	92,039

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、100,588千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	166円25銭
2. 1株当たり当期純利益	47円28銭

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2025年 4 月 1 日)
(至 2026年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株 主 資 本 計 合	
		資 準 備 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計 合	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	219,110	186,110	12,180	198,290	523,212	△499	940,112	940,112
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△21,709		△21,709	△21,709
当 期 純 利 益					259,267		259,267	259,267
当期変動額合計	—	—	—	—	237,557	—	237,557	237,557
当 期 末 残 高	219,110	186,110	12,180	198,290	760,769	△499	1,177,670	1,177,670

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

仕 掛 品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～50年
----	-------

車両運搬具	6年
-------	----

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては5年、販売用ソフトウェアについては3年の定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

社労夢事業関連

ASPサービスでは、社会保険、労働保険等に関して、関連した官公庁に申請する業務支援ソフトウェア、また、社会保険、労働保険に付随して、給与計算、就業管理、従業員台帳管理等の人事・勤怠に関する各種ソフトをASP方式によりサービス提供しており、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間に渡り均等に収益を認識しております。

システム構築サービスにおいては、ASPサービスのユーザーがASPを稼働する際の初期設定や、カスタマイズ受託等を行っており、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断し、その一時点で収益を認識しております。

システム商品販売では、ASP稼働に付随した商品や端末機器等の販売を行っており、出荷と引き渡し時点で重要な相違はなく、出荷した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、出荷した時点で収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度計上額 59,885千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、繰延税金資産について、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消見込年度における課税所得の見積額に基づき、回収可能性を判断しております。当事業年度においては黒字化したこと及び将来の課税所得の見積りを踏まえ、回収可能と判断した範囲で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りは、取締役会により承認された事業計画に基づいております。当該事業計画における主要な仮定は、売上高の見込みに影響を与える受注動向、既存契約の継続及び解約動向、並びに営業利益及び課税所得の見込みに影響を与える原価及び販売費及び一般管理費の発生見込みであります。

これらの仮定は、経営環境の変化、顧客の利用動向、受注動向、既存契約の継続及び解約動向、原価及び販売費及び一般管理費の発生状況等により影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 179,744千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | －千円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 762千円 |

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------|----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 | |
| 営業取引（収入分） | 172千円 |
| 営業取引（支出分） | 10,922千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 56,367千円 |

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------|------|
| 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 506株 |

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,032千円
賞与引当金	18,264千円
未払費用	2,681千円
退職給付引当金	6,710千円
繰越欠損金	186,489千円
その他	495千円
繰延税金資産小計	218,674千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△151,872千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,916千円
評価性引当額小計（注１）	△158,788千円
繰延税金資産合計	59,885千円

（注） １． 評価性引当額が83,788千円減少しております。この減少の主な内容は、当期において税務上の繰越欠損金が減少したことによるものであります。

２． 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2026年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	—	—	—	—	—	186,489	186,489
評価性引当額	—	—	—	—	—	△151,872	△151,872
繰延税金資産	—	—	—	—	—	34,617	34,617(b)

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金186,489千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産34,617千円を計上しております。当該繰延税金資産34,617千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高186,489千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について認識したものであります。当該繰延税金資

産を計上した税務上の繰越欠損金は、主に2024年3月期に税引前当期純損失を630,894千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断した金額を計上しております。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連結子会社	株式会社ビジネスネットコーポレーション	所有 直接97.5%	役員 の兼任、 事務所の賃貸	家賃の受取 (注1)	49,116	－	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 家賃の決定については、市場取引価格等を勘案し、合理的に決定しております。

Ⅷ. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	216円98銭
2. 1株当たり当期純利益	47円77銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 戸田 圭亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムケイシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 上西 貴之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 戸田 圭亮
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムケイシステムの2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、経営管理の状況を把握しました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

株式会社エムケイシステム 監査役会

常勤監査役 奥 田 充 啓 ㊟

社外監査役 石 川 勝 啓 ㊟

社外監査役 渡 部 靖 彦 ㊟

以 上